

# 一橋大学海外派遣留学制度

## 平成 28(2016)年度 派遣留学生（学部生・大学院生）募集要項

### 〈第 2 回募集〉

一橋大学は、本学学生に対し、海外の大学における専門教育の機会を与えるとともに、本学における教育及び研究の国際化に寄与することを目的として、一橋大学海外派遣留学制度を制定しています。

また、相互理解を深め、友好親善と相互の教育水準の向上に資するため、海外の大学と学生交流協定を締結し学生交流を進めています。

平成 28 年度派遣留学生を下記により募集しますので、派遣・留学を希望する学生は、熟読の上応募してください。平成 28 年度グローバルリーダー育成海外留学制度との併願も可能です。

#### 記

## 1. 応募資格

### (1)学部生にあつては、次の条件をすべて満たしている者

- ① 出願時点において、一橋大学に在籍し、平成 28 年 4 月 1 日現在、本学 3 年次または 4 年次に在籍予定の者  
ただし、国費外国人留学生、公益財団法人交流協会奨学金留学生及び交換留学生を除く。
- ② 過去に外国の大学に 1 年以上留学した経験のない者
- ③ 過去に一橋大学海外派遣留学制度またはグローバルリーダー育成海外留学制度により、派遣留学の内定を受けたことがない者（ただし、グローバルリーダー育成海外留学制度に内定したが派遣先大学で入学許可を取れなかった者は、応募資格があるものとする）
- ④ 派遣先大学で専門教育科目の単位取得及び専門の研究をする目的が明確な者
  - ・派遣期間が 8 ヶ月以上の場合、派遣先大学において、4 科目以上について単位取得すること。
  - ・派遣期間が 7 ヶ月以下の場合、派遣先大学において、2 科目以上について単位取得すること。なお、ワークロードによらず、1 科目は 1 科目とみなすものとする。
- ⑤ 「別表 1 学生交流協定校(派遣先大学)募集要件一覧」において本学が定める語学要件を満たしている語学能力を有する者
- ⑥ 入学から平成 27 年度第 1 学期までの GPA 値が 2.7 以上である者

### (2)大学院生にあつては、次の条件をすべて満たしている者 (注1)

- ① 出願時において、一橋大学に在籍し、平成 28 年 4 月 1 日現在、一橋大学大学院に在籍または在籍予定の者  
ただし、国費外国人留学生、公益財団法人交流協会奨学金留学生及び交換留学生を除く。
- ② 過去に一橋大学海外派遣留学制度により、派遣留学の内定を受けたことがない者（ただし、本学学部課程における派遣留学の内定は含まない。）
- ③ 派遣先大学で専門教育科目の単位取得及び専門の研究をする目的が明確な者
  - ・派遣期間が 8 ヶ月以上の場合、派遣先大学において、4 科目以上について単位取得すること。
  - ・派遣期間が 7 ヶ月以下の場合、派遣先大学において、2 科目以上について単位取得すること。なお、ワークロードによらず、1 科目は 1 科目とみなすものとする。
- ④ 派遣先大学が定める語学及び学業成績要件を満たしている者  
ただし、当該派遣先大学が語学要件を定めていない場合には、TOEFL iBT 89/IELTS 6.5、新 HSK6 級、ヨーロッパ言語参照枠 B2 レベル以上に該当する語学スコアを有すること。

(注1) 出願時点で、学部4年次に在籍し、かつ大学院生として派遣留学を希望する場合は、上記に定める大学院生の応募資格を満たすこと。また、派遣留学内定者にあつては、大学院入学試験の合格発表後速やかに本学研究科等からの合格証明書を提出しなければならない。大学院入学試験が不合格の場合には、派遣留学生の資格を取り消すものとする。

## 2. 派遣先大学及び募集人数

### ① 派遣先大学

- a. 大学間学生交流協定校(「別表1 学生交流協定校(派遣先大学)募集要件一覧」を参照)
- b. 部局間学生交流協定校(「別表1 学生交流協定校(派遣先大学)募集要件一覧」を参照)

### ○募集人数

- a. 大学間学生交流協定校への派遣留学生：40名程度
- b. 部局間学生交流協定校への派遣留学生：3名程度

※学生交流協定校以外への派遣留学生は、本制度の募集対象としない。また、大学院生を派遣対象外とする派遣先大学があるので、「別表1 学生交流協定校(派遣先大学)募集要件一覧」の募集区分欄を確認すること。

## 3. 奨学金(予定)

### (1) 支給対象者・内容等

対象	人数	奨学金名	支給内容	備考
学部生	全員	一橋大学海外留学奨学金(一般社団法人如水会, 明治産業株式会社及び明産株式会社の寄附による)	留学準備金	・往復航空券(復路変更が可能なもの)及び派遣留学期間の全部を補償する海外旅行傷害保険にかかる費用とし、派遣留学期間に応じて別表2に定める奨学金額を支給する。
			滞在費	・別表3に定める派遣先地域・都市に応じた奨学金月額を、授業期間中における各支給対象月の奨学金を、在籍確認報告に基づき支給する。 ・一橋大学海外留学奨学金に代替して、日本学生支援機構(JASSO)海外留学支援制度(協定派遣)奨学金より支給する場合がある。

大学院生 ※	若干名	日本学生支援機構（JASSO） 海外留学支援制度（短期派遣） 奨学金	滞 在 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本学生支援機構（JASSO）が定める派遣先地域・都市に応じた奨学金月額を、授業期間中における各支給対象月の奨学金を、在籍確認報告に基づき支給する。</li> <li>・ただし、日本学生支援機構（JASSO）より本学に配分された採択枠数内での支給となるため、<b>奨学金が支給されない場合がある</b>ことを予め留意すること。</li> </ul>
-----------	-----	--	-------	--

※出願時点で、学部4年に在籍し、かつ大学院生として派遣留学を行う者は、奨学金の支給対象者の区分は大学院生の取扱いとなるので、注意すること。

(2) 参考例：平成26年度支給基準等による支給予定額（学部生）

（単位：円）

派遣期間	地域区分	派遣先大学	留学準備金	滞在費	合計額
10ヵ月	指定都市	パリ政治学院	350,000	1,000,000	1,350,000
	甲	ペンシルベニア大学	350,000	800,000	1,150,000
	乙	オーストラリア国立大学	350,000	700,000	1,050,000
	丙	北京大学	350,000	600,000	950,000
5ヵ月	指定都市	パリ政治学院	250,000	500,000	750,000
	甲	ペンシルベニア大学	250,000	400,000	650,000
	乙	オーストラリア国立大学	250,000	350,000	600,000
	丙	北京大学	250,000	300,000	550,000

※派遣先国及び派遣期間等によっては、派遣留学に係る所要経費が上記に定める奨学金額を超える場合があるが、その場合の超過分は自己負担とする。

## 4. 派遣留学期間

平成28年中に派遣先大学で留学を開始し、派遣留学期間及び渡航期間は1年以内とする。

## 5. オンライン登録

一橋大学海外派遣留学制度に申請するためには、事前のオンライン登録が必要となる。

以下のウェブサイトにてオンライン登録を行ったうえで、関係書類を提出すること。

<http://international.hit-u.ac.jp/index.html>

オンライン登録期間：平成27年9月24日（木）午前9時～平成27年9月28日（月）午前9時まで

※オンライン登録を行う際には、「オンライン登録と申請書類の提出について」（上記ウェブサイトに掲載）をよく読んでから手続きを行うこと。

## 6. 提出書類

提出書類等	対象者	摘 要
(1) 派遣留学生申請書	全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所定様式(オンライン登録後に出力すること)及び希望派遣先大学申告票(オンライン登録時にアップロードしたもの)</li> <li>・ 学部生の希望派遣先大学については、申請可能数に制限を設けない。ただし、申請可能な希望派遣先大学は、語学要件を満たしているものに限定すると共に、複数人の派遣枠がある大学であっても重複して記載することはできない。</li> <li>・ グローバルリーダー育成海外留学制度との併願を希望する者は、グローバルリーダー育成海外留学制度の希望派遣先大学と派遣留学制度の希望派遣先大学とを併せて、希望順位を申告すること。</li> <li>・ 大学院生の希望派遣先大学については、申請可能数を1校のみとする。</li> </ul>
(2) 自己推薦書	全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式任意。各ページ右上に学籍番号・氏名を記入すること。</li> <li>・ 日本語 2,000 字程度。ワープロ等で作成。A4 判用紙 2 枚におさめる。</li> <li>・ 留学を志望する理由を中心に、これまでの履修・研究内容、留学後の将来計画及び課外活動等を含めて、自由記述。</li> </ul>
(3) 留学計画書	全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式任意。各ページ右上に学籍番号・氏名を記入すること。</li> <li>・ 日本語 1,200 字程度。ワープロ等で作成。A4 判用紙 1 枚におさめる。</li> <li>・ 最上位で希望する派遣先大学での履修希望言語による訳を別に添付すること。</li> <li>・ 最上位で希望する派遣先大学の選定理由及び履修・研究計画を記述すること。</li> </ul>
(4) 本学が定める語学能力を証明する書類	学部生	「別表 1 学生交流協定校(派遣先大学)募集要件一覧」に記載する、本学が定める語学能力を証明する語学能力試験成績証を提出のこと。
	大学院生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本募集要項 1. 応募資格 (2) ④に定める条件を満たす語学能力を証明する語学能力試験成績証を提出のこと。</li> <li>・ 「別表 1 学生交流協定校(派遣先大学)募集要件一覧」に記載する語学要件は学部生向けの要件であるため、参考にしないこと。</li> </ul>
		<p><b>○注意事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原本・コピー各 1 通を提出のこと。原本は選考結果公表後に返却する。</li> <li>・ 平成 26 年 4 月以降に受験した語学能力試験のスコアレポートであること。</li> </ul> <p>※原本を提出できない場合は、語学能力試験結果照会のウェブページのコピーを提出すること。この場合、当該ページログインに必要な ID、パスワードも必ず添付すること。</p>
(5) 成績証明書	学部生	入学以降の成績証明書(和文・平成 27 年度第 1 学期の成績を含むもの)
	大学院生	学部の成績証明書及び大学院の成績証明書(和文・平成 27 年度第 1 学期の成績を含むもの。和文以外の場合には、原本とともに和訳したものも併せて提出すること)
(6) 成績確認表	学部生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1,2 年生：進学用成績確認表</li> <li>・ 3,4 年生：卒業用成績確認表</li> </ul>

提出書類等	対象者	摘 要
(7) 派遣留学応募に関する誓約書	全員	所定様式
(8) 個人情報収集同意書	全員	所定様式
(9) 派遣先大学が求める入学要件（語学要件、成績要件を含む）が明示された書類	大学院生	大学院生は、希望する派遣先大学が求める入学要件（語学要件、成績要件を含む）が明示された書類を添付すること。英語以外の言語による場合には、和訳も添付のこと。
(10) 提出書類等チェック表	全員	申請書類チェックリストの□欄に☑を記入した上で、提出すること。

※すべての書類について、片面印刷の上、ホチキスは使用しないこと。

※「グローバルリーダー育成海外留学制度」と併願する場合であっても、「留学計画書」は各制度で募集する派遣先大学のうち最上位で希望する大学についてそれぞれ作成・提出すること。また、(1)～(6)の書類については、原本とその写し1部を提出すること。

## 7. 提出期間・提出先

(1) 提出期間：平成27年9月24日（木）午前9時～平成27年9月28日（月）午後3時  
ただし、郵送にて出願する場合には、平成27年9月28日（月）必着のこと。

(2) 提出方法：志願者は出願書類をまとめ、**簡易書留郵便**または**厳封の上持参**により提出すること。

(3) 提出先：〒186-8601 東京都国立市中2丁目1番地 一橋大学学務部国際課 派遣留学担当  
・封筒の表面左下に「一橋大学海外派遣留学制度 出願書類在中」と朱書すること。  
・封筒の裏面に志願者の郵便番号、住所、氏名を明記すること。

(4) 受付票の送付：提出書類に不備がない場合には、受付票をオンライン登録された E-mail アドレス宛に送付する。

## 8. 選考方法

一橋大学学生国際交流専門委員会が、提出書類（特に成績証明書記載の成績を重視する）により総合的に評価し、選考する。ただし、必要に応じて面接試験を行う場合がある。

面接日程(予定)：平成27年10月14日(水)

## 9. 選考結果（派遣留学内定者）の発表

平成27年11月上旬予定

## 10. 注意事項

- (1) 派遣留学期間中は本学の授業料を納付すること。ただし、派遣先大学では入学金・検定料は徴収されず、授業料は本学への納付をもって代替する。
- (2) 派遣留学期間中の事故及び疾病等は派遣留学生の責任とし、費用は自己負担となる。なお、派遣留学生は、下記に定める基準以上の海外旅行傷害保険に加入しなければならない。

項目	最低補償基準※
治療・救援費用	3,000 万円
傷害死亡	3,000 万円
傷害後遺障害	3,000 万円
疾病死亡	3,000 万円
賠償責任	1 億円

※上記の最低補償基準を超える海外旅行保険に加入することが望ましい。

- (3) 本制度への合格（派遣留学内定）は、派遣先大学への入学を担保するものではない。学務部国際課の指示する所定の時期に、派遣先大学が求める入学申請書類を当該大学に提出し、先方にて審査・入学の可否が決定される。
- (4) 大半の派遣先大学は、入学希望者に少なくとも一定の語学要件・成績要件を満たすことを要求する。入学申請時に、これらの要件を満たさない場合には、派遣先大学への入学は許可されない。
- (5) 本募集要項「別表1 学生交流協定校(派遣先大学)募集要件一覧」に掲げる本学が定める語学要件は、学部生向けに本制度の選考用に設定された要件であり、各派遣先大学が入学申請時に要求する要件とは大きく異なることに注意すること。
- (6) 語学要件・成績要件をはじめとする、派遣先大学が入学申請時に要求する入学要件は、当該大学のウェブサイトに掲載されているので、各自であらかじめ確認の上、入学申請に向け、十分な準備を行うこと。また、学部により異なる語学要件、成績要件を設定している大学が多数あるので、留意すること。
- (7) 成績要件については、本制度応募時以降の最新の成績が審査対象とされる場合が大半であるため、十分留意すること。
- (8) 派遣先大学からの入学許可をもって、一橋大学派遣留学生としての身分を決定する。入学許可を取得できない場合には、派遣留学内定を取り消す。
- (9) 派遣留学に内定した者のうち、派遣留学出発日に属する年度に実施する本学の健康診断を受診していない者は、派遣留学出発日の3ヶ月前までに、他の医療機関で受診した健康診断書を提出しなければならない（本学の健康診断は毎年4月に実施する）。

(10) 派遣留学内定者は、本学が主催するオリエンテーションに必ず出席すること。

(11) 派遣留学生は、派遣留学先大学での本学のPR活動や、帰国後の本学及び奨学金支給団体への留学報告並びに留学報告会等へ参加しなければならない。なお、正当な理由なく、留学報告等を行わない者には支給した奨学金の返還を含め厳正に対処する。

## 1.1. 第3回募集について

本募集の選考の結果、派遣可能枠がある場合には、本募集要項に準じ、以下の日程により第3回募集を実施する予定である。







提出期間 : 平成28年1月6日(水)～1月14日(木) 予定

選考結果の発表 : 平成28年2月上旬予定

## 1.2. グローバルリーダー育成海外留学制度との併願の取扱いについて

本制度とグローバルリーダー育成海外留学制度の両方に応募すること(併願)は可能であるが、最終的に採択されるのはどちらか一方の制度についてのみである。グローバルリーダー育成海外留学制度との併願を希望する者は、グローバルリーダー育成海外留学制度の希望派遣先大学と本制度の希望派遣先大学とを併せて希望派遣先大学の希望順位を申告すること。

### 【重要】語学能力試験に関する注意事項

-  語学能力試験は、平成26年4月以降に受験した正規スコアに限る。
-  TOEFL ITP (Institutional Testing Program) のスコアは語学能力を証明する書類としては認めない。
-  TOEFL iBT (Internet-based testing) に限らず各種語学試験は、受験しにくい状況が続いている。テスト実施日・会場を確認のうえ、余裕をもった受験スケジュールを立てること。
-  受験会場で携行書類不備のために入場できず受験できない例が出ている。各自 Bulletin (受験要項) をよく確認のうえ、準備すること。
-  試験で使用するキーボードがUS配列であることなど不便も多いので、各自情報収集のうえ、早めに受験準備すること。英語力だけでなく、タイピングの技術も必要であることに留意すること。
-  特別な定めがない限り、すべての語種において、スコアレポートの提出が間に合わない場合は選考の対象としない。

平成27年7月

一橋大学学生国際交流専門委員会